

知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないこととした。

16 規則への委任（第19条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

17 その他所要の規定の整備を行うこととした。（第2条、第3条、第7条関係）

18 この条例は、総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行われる最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課すべき産業廃棄物税について適用することとした。

19 この条例の施行に関し必要な経過措置及び準備行為を定めることとした。

20 知事は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。

◇熊本県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

1 障害者基本法の一部改正に伴い、関係規定の整理を行うこととした。

2 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律（平成16年法律第80号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行することとした。

◇熊本県天草ビジターセンター条例の一部を改正する条例

1 ビジターセンターに指定管理者制度を導入することに伴い、必要な規定を整備する。（第1条関係）

2 熊本県富岡ビジターセンターが開設されることに伴い、必要な規定を整備する。（第2条関係）

3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

4 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づいて管理を委託している熊本県天草ビジターセンターについては、平成18年9月1日又は指定管理者の管理に係る指定の日までの間は、なお従前の例によることとした。

5 熊本県富岡ビジターセンターに係る指定管理者の候補者の選定その他の指定管理者の指定の手續に関する行為は、第2条の規定の施行の日前においても行うことができることとした。

◇くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例

1 物産等振興施設に指定管理者制度の導入を図る等のために関係規定を整備することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

3 この条例の施行の際現に改正前のくまもと県民交流館条例（以下「旧条例」という。）第9条の規定により管理を委託している旧条例第3条第5号の施設については、平成18年9月1日（同日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例によることとした。

◇熊本県野外劇場条例の一部を改正する条例

1 使用料について消費税の総額表示を行うこととした。（第6条及び別表（第6条関係））

2 管理の委託に係る規定を削ることとした。（第8条関係）

3 別表音楽練習棟及び附属設備の項を削ることとした。（別表（第6条関係））

4 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 平成16年11月1日、下益城郡中央町及び同郡砥用町が合併し、下益城郡美里町が設置されることに伴い、発電所の位置について必要な規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、平成16年11月1日から施行することとした。

◇熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

1 都市公園法において、公園管理者の措置に伴う工作物等の保管、公示、売却、代金の保管、廃棄等の手續に関する規定が追加され、その公示事項等を条例で定めることとされたため、関係規定を整備することとした。（第11条、第12条、第13条、第14条及び第15条関係）

2 その他都市公園法の一部改正等に伴う所要の改正を行うこととした。（第3条、第7条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条及び第21条関係）

3 この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成16年法律第109号）附則第1条の政令で定める日から施行することとした。（附則関係）

◇熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物法の一部改正等に伴い、必要な規定を整備する。

- 1 屋外広告物法の目的が「美観風致の維持」から「良好な景観を形成し、又は風致を維持すること」に改められたこと等に伴い、関係規定を整備することとした。
- 2 広告物の表示等をしてはならない禁止地域のうち「美観地区」を「景観地区」に改めることとした。
- 3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成16年11月1日から下益城郡中央町及び同郡砥用町を廃し、その区域をもって美里町を設置することに伴い、関係規定を整備することとした。
- 4 その他規定を整理することとした。
- 5 この条例は、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第111号。以下「法」という。）の施行の日から施行することとした。ただし、2の改正規定は法附則ただし書に規定する日から、3の改正規定は、平成16年11月1日から施行することとした。

◇熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

- 1 国際港湾施設に制限区域を設定し、制限区域への正当な理由のない立入り又は車両若しくは船舶の進入の制限について定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例

- 1 独立行政法人日本学生支援機構の高校奨学金に係る事務が県へ移管されることに伴い、予約採用を実施するための関係規定を整備することとした。（第7条の2第1項第2号関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

- 1 市町村合併に伴う、警察署の名称、位置及び管轄区域の変更
 - (1) 平成17年1月1日、葦北郡田浦町及び同郡芦北町が合併し、葦北郡芦北町が設置されることから、熊本県芦北警察署の位置及び管轄区域の表記を変更することとした。
 - (2) 平成17年1月15日、山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町が合併し、山鹿市が設置されることから、熊本県山鹿警察署の位置及び管轄区域の表記を変更することとした。
 - (3) 平成17年1月15日、宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町が合併し、宇城市が設置されることから、熊本県松橋警察署の名称、位置の表記及び管轄区域並びに熊本県上天草警察署の管轄区域を変更することとした。
 - (4) 平成17年2月11日、阿蘇郡のうち一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡波野村が合併し、阿蘇市が設置されることから、熊本県一の宮警察署の名称、位置及び管轄区域の表記を変更することとした。
 - (5) 平成17年2月13日、阿蘇郡白水村、同郡久木野村及び同郡長陽村が合併し、阿蘇郡南阿蘇村が設置されることから、熊本県高森警察署の管轄区域の表記を変更することとした。
 - (6) 別表備考に規定する現在日については、施行期日と別に規定する必要性に乏しく、市町村合併に伴う条例改正の簡素化を図るため、備考を削除することとした。
- 2 施行期日
 - (1) 熊本県芦北警察署の項の改正規定については、葦北郡田浦町及び同郡芦北町を廃し、その区域をもって葦北郡芦北町を設置する処分が効力を生ずる日から施行することとした。
 - (2) 熊本県山鹿警察署の項の改正規定については、山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町を廃し、その区域をもって山鹿市を設置する処分が効力を生ずる日から施行することとした。
 - (3) 熊本県松橋警察署の項の改正規定については、宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町を廃し、その区域をもって宇城市を設置する処分が効力を生ずる日から施行することとした。
 - (4) 熊本県一の宮警察署の項の改正規定については、阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡波野村を廃し、その区域をもって阿蘇市を設置する処分が効力を生ずる日から施行することとした。
 - (5) 熊本県高森警察署の項の改正規定については、阿蘇郡白水村、同郡久木野村及び同郡長陽村を廃し、その区域をもって阿蘇郡南阿蘇村を設置する処分が効力を生ずる日から施行することとした。
 - (6) 熊本県上天草警察署の項の改正規定については、宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町を廃し、その区域をもって宇城市を設置する処分が効力を生ずる日から施行することとした。
 - (7) 別表備考を削る改正規定については、公布の日から施行することとした。